

『除秘鈔』にみる後三条天皇と除目小考

——天皇自撰次第書と「天皇作法」——

佐古愛己

はじめに

宇多天皇以来、藤原氏、摂関家を外戚としない天皇として即位した後三条は、焼失したままであった大内裏と内裏の再建を志し、天皇の權威の回復を図るとともに、延久の莊園整理令を強行するなど、数々の改革を実行した君主として知られる。中世の基礎を築いたその政治的業績に関する研究は多い^①。

加えて近年では、宮廷儀礼や儀式に関する検討も進展している。後述の通り、田島公氏や遠藤基郎氏の研究^②により後三条天皇撰の儀式書の存在が明らかにされ、その成果を踏まえて阿部友博氏は、儀式からみた後三条朝の特質を考察された^③。

阿部氏は、史料の残存状況が僅少な時期にあつて、『春記』や『土右記』から僅かに窺える元服時の状況を分析することにより、説話や歴史物語から知られる関白頼通ら摂関家と対立関係にある尊仁親王（後三条）の不安定な立場が、実態であったことを改めて確認した上で、後三条の儀式書作成背景を考察し、中世天皇制の特質とみなされている「天皇作法」^④と後三条天皇の位置づけについて、以下のように結論づけられている。

「後三条の実際にとつていたとされる作法は、父後朱雀のそれを継承したものであり、それが院政期まで脈々と伝わっていた可能性が高く、

「後三条や白河は『天皇作法』において単なる中継者に過ぎない。すなわち、「政治の面では摂関政治を克服し、親政をとつて改革をすすめ、中世の基礎を築き上げた」とされる後三条であったが、儀式の面では、逆に自身の天皇としての正統性を否定し続けた摂関政治以来のあり方に従わざるをえなかった（中略）。つまり、政治・制度のうえでは新機軸を打ち立てた後三条ではあつたが、儀式の面では時代の制約から逃れることができなかったと結論付けたい」^⑤。

このように、中世天皇制を考察するさまざまな論者が言及する「天皇作法」を通じて、後三条の特質を見出そうとする視角は重要だと思つたが、その評価には若干の違和感を覚える。父後朱雀（あるいは『新儀式』を編んだ村上以降の歴代天皇）の作法を継承することが、「自身の天皇としての正統性を否定し続けた摂関政治以来のあり方に従わざるをえな」という「時代の制約」を負うことを意味するのは疑問であるし、何よりも田島氏や遠藤氏によって明らかにされた後三条天皇自身が編んだ儀式書の分析や、そこから明らかになる後三条の天皇作法や天皇自撰儀式書の特徴に関する具体的な分析がなごりにされたまま、『古事談』『中外抄』や『中右記』など、後に記された談話や日記にみえる第三者の言説のみを素材として後三条の儀式面の特質を見出そうとする手法に問題があると思う。

そこで注目したいのが、田島氏によって紹介された三條西家本『除秘

『鈔』である。書誌に関する詳細な内容は氏の解説を参照されたいが、本書は尊経閣本『無題号記録』の除目部分とほぼ同文（『除秘鈔』はこれに加え「清書上卿」以下の儀式次第と「給数」などの勘例部分、「延久二年」の除目例が存在）であり、かつ後年、源有仁などの儀式書に大量に引用されている「院御書」の逸文と一致することから、後三条天皇自身が編んだ『院御書』の除目部分全体の儀式書であることが明らかになったのである。^⑥すなわち、尊経閣本『無題号記録』と三條西家本『除秘鈔』から、幻の儀式書と言われた極めて貴重な『院御書』の全貌が解明されたことになる。

村上天皇撰『新儀式』以来の天皇自身の手になる儀式書『院御書』を詳細に分析することにより、後三条・白河期に成立したとされる「天皇作法」の内実や天皇自撰の儀式書の特徴を知ることができ、ひいては中世成立期の天皇と儀式・政務・政治とのかかわりを具体的に研究しうる環境が整ったといえよう。

とはいえ叙位・除目儀の次第は極めて難解であり、『院御書』全体を論じることは力不足であるため、今回は先学の研究に導かれながら、『除秘鈔』の記述内容の特徴の一部を検討して、後三条の天皇作法の具体例を明らかにし、彼が儀式書を編纂した背景について、若干の考察を行うこととしたい。

なお、本稿と関わる範囲で、田島氏によって明らかにされた『除秘鈔』の書誌的な解説をはじめに記しておきたい。『除秘鈔』の構成（図）参照）は、除目の儀式次第を記した前半部分（【1】）と、主に「勘物」と延久二年除目の「尻付」からなる後半部分（【2】）に大きく分かれ、【1】は尊経閣文庫所蔵『無題号記録』の除目部分と同文で、記載内容の下限は殆ど後三条存命中のものであり、後三条撰『院御書』の除目部分とされる。一方、【2】記載の下限は一〇一〇年前後であり、天皇没後に書き

込まれた箇所がある。ただし、【2】所収の「尻付」が後三条自撰の儀式次第の本文末に参考として付されたとすると、本文の主たる部分は延久二・三年頃に認められた可能性が高いという。また、【1】の本文及び【2】の「勘物」部分共に、藤原公任撰『北山抄』卷三「拾遺雜抄 上」等と同文の箇所があり、同書の影響を強く受けていることが指摘されている。^⑦

<p>尊経閣本「無題号記録」 I 叙位事（叙位の次第） 叙位事（前欠） 「次御装束」 「藏人奉仰、召上卿」以下 「次大臣以下着座」以下 II 女叙位（女官の叙位の次第） 「時刻、出御登御座」以下 「後日」 「委申文事」 III 除目事（春外官・異召除目の次第） 前一兩日 当日 次日 竟日 臨時小除目 若被行叙位者 若候白候里第之時者 IV 京官除目（秋除目・司召除目の次第） 当日（初日） 次日 （以下なし）</p>	<p>三條西家本「除秘鈔」 なし なし III 除目（第1紙1行目～第10紙18行目） 前一兩日（第1紙2～4行目） 当日（初日）（第1紙4行目～第7紙14行目） 次日（第7紙15行目～第8紙23行目） 竟日（第8紙24行目～第9紙19行目） 臨時小除目（第9紙20行目～第10紙6行目） 若被行叙位者（第10紙7～14行目） 若候里第之時者（第10紙14～18行目） IV 京官除目（第10紙20行目～第11紙13行目） 当日（初日）（第10紙20行目～第11紙13行目） 次日（第11紙14～24行目） 裏書（裏書21）（第11紙25行目～第12紙5行目） V 「清書上卿」以下（第12紙7行目～第16紙8行目） VI 「給数」（第16紙10行目～第18紙19行目） VII 「宮文」（第18紙20行目～第21紙1行目） VIII 「四所」～「京官」（第21紙2行目～14行目） IX 「任官事」（第22紙2行目～第31紙10行目） 神祇伯（祭主）（第22紙3行目～12行目） （太政大臣、左右少史）（第22紙14行目～第25紙10行目） 中務卿、勘解由使（第25紙11行目～第28紙13行目） （諸国守、大宰府）（第28紙15行目～第30紙4行目） （近衛大將、兵庫寮）（第30紙5行目～第30紙26行目） 凡可正、凡権官（第30紙27行目～第31紙10行目） X 「尻付」（第31紙12行目～第32紙14行目） XI 「年々尻付」（第32紙16行目～第35紙1行目） XII 「延久二年正月廿九日尻付」（第35紙2行目～第40紙2行目） XIII 「延久二年十二月廿八日尻付」（第40紙3行目～第41紙23行目） IV 本文書・奥書（第41紙26～33行目、第42紙は白紙）</p>
---	---

【図】『除秘鈔』の構成（田島公「第一章 除秘鈔（解説）」（明治大学除目書刊行委員会編『明治大学図書館所蔵 三條西家本 除目書』八木書店、2021年、214ページに加筆）

一、後三条天皇撰『年中行事』と『除秘鈔』

はじめに後三条天皇の編著書として知られる書を、二つの史料と先行研究によって整理しておきたい。

『中右記』康和四年(一一〇二)十月二十三日条には、

早旦参入院。頃而召御前。(中略)又院令申給事。(中略)。後三条院御記可持参。年来早雖可進覧、依為我身秘書、不放手也。但後朱雀院御記、故院(後三条院)早不給我。是定吉例也。依(彼歟)例思出于今遅々之由、可申者。担此記ハ類聚也。合廿卷。入塗手筥一合付御封。廿卷外目錄一卷。(年中行事四卷・臨時九卷・神事二卷・仏事五卷。至本書者、猶留院歟)(傍線および返り点、()内は筆者注。以下同じ)。

と見え、『中外抄』下―四十には次のように記されている。

仁平元年(一一五二)七月六日。祇候御前。(高陽院土御門御所)。左大臣(藤原頼長)殿令参給。御物語之次仰云、白河院、先年二後三条院の御記ヲ我ニ下給。仰云、可部類也。一本可書進。仍メノマヘニシテ、如仰書進了。帝王事ハ件御記委見タリ。中ニモ解斎粥事委見タリ。除目・叙位事ハ少々僻事アリ。其由故院(白河院)ニ申了。一本可書取□(ト歟)思シカトモ、無便カリシカハ不書写。是依有恐也。

右の史料から、後三条天皇の御記が、その死後、白河天皇へ相伝↓讓位後、白河院は藤原忠実に命じて「類聚」させ↓康和四年頃に①「年中行事」四卷、②「臨時」九卷、③「神事」二卷、④「仏事」五卷に類聚された「後三条院御記」二十巻と「目錄」一卷を堀河天皇に進めたことが分かる。^⑧

また、『統群書類従』十輯上所収『年中行事』を詳細に検討した遠藤氏

『除秘鈔』にみる後三条天皇と除目小考

は、これが『後三条院年中行事』であり、さらに白河院撰と考えられてきた『近代禁中作法』年中行事も同一の可能性があると論じられた。そして、論証の詳細は略するが、『後三条院年中行事』が日記の抜き書きとしての部類記の形態をとっておらず、明らかに一定の方針に基づいて撰述された、完成された次第の体裁をとる点等に着目して、「後三条自身の手によって撰述された、年中行事に特化した、実践的な次第書として成立した」と指摘する。さらに、成立時期の上限を存命中の延久五年二月(円宗寺最勝会)に求め、また延久四年十二月の讓位以後に彼がそれまでの知見・経験をまとめ上げたものとみなすべきとも述べられている。ここで注目したいのは、後三条自身が日記の抜き書きの部類記としてではなく、自ら完成した次第の体裁をとる儀式書を撰述している可能性が高いという点である。

さらに、『本朝書籍目録』公事には「禁秘記抄 一卷(後三条院御抄、諸公事)」という書もみえる。和田英松氏によると「禁中に於ける諸公事」を記した「御抄」である^⑩。

これら後三条天皇撰の儀式書(①類聚された「後三条院御記」の「年中行事」、②『統群書類従』十輯上所収『年中行事』Ⅱ「後三条院年中行事」、③「禁秘記抄」)に記されている(と想定される)除目に関する部分と『除秘鈔』との関係は、現在のところ未詳であるため、後程少し考察を加えたい。

このほか宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵九条家本『大嘗会叙位除目等雜注文(諸公事口伝故実相承事)』(函号九―三三六)という大嘗会の最も重要な秘儀で用いられた儀式次第を記した書のなかにみえる「後三条院御次第」も、後三条天皇自らが作成したことが田島氏によって明らかにされている^⑪。

以上の通り、現在知られているだけでも後三条は複数の儀式関連の書を作成していたことがわかる。「末代之賢主」であり「和漢才智」が極めて

優れていた彼は、「春宮時代が長かったこともあり、律令国家の骨格を示す律令格式など法制史料や六国史など律令国家が編纂した史書を十分に読んでおり、叙位・除目の儀式作法のみならず、『除秘鈔』の「任官事」のような、律令官制全体を示し、任官の故実や先例に關しても深い関心があつたことをうかがわせる「勘物」を転記して読み解いていたか、或いは自ら調べて注記していたか、いずれかの可能性が十分にありうる」と田島氏は評している。

後三条が作成した儀式書とその特色について多くのことが解明されており、屋上屋を架すきらいがあるが、若干の私見を加えたい。

遠藤氏によって明らかにされた『続群書類従』第十輯上所収『年中行事』Ⅱ『後三条院年中行事』（以下、『後三条院年中行事』と記す）の「除目」と『除秘鈔』の記述とを比較すると、冒頭部分の表記が下線部の通り一言一句同じであることに気づく。¹³⁾

A…『後三条院年中行事』「除目」

除目事。可_レ避_二御衰日并執柄人衰日_一。

前一兩日召仰。以_二職事_一、可_レ參大臣、被_レ仰_二其日可_レ候由_一。大臣奉_レ勅、仰_二外記并弁_一、_レ大臣於_二里第_一仰_レ之。

当日早旦奏_二申文_一。仰_レ撰_レ。御装束畢。

B…『除秘鈔』（第一紙第一行～第二紙第一七行）¹⁴⁾

除目。可_レ避_二御衰日并執柄人衰日_一。

前一兩日召仰。以_二職事_一、可_レ參大臣、被_レ仰_二其日可_レ候由_一。大臣奉_レ勅、仰_二外記并弁_一、_レ大臣於_二里第_一仰_レ之。

当日、早旦、奏_二申文_一。

（件申文等、各引_二懸紙_一、以_二紙一枚_一、裹_二其上_一。以_二紙撰_一結_二其上_一。或不_レ裏。但各不_レ引_二裏紙_一。（裏書云、於_二陣頭_一、有_二除目_一之時、奏_二申文等_一之後、扱結_二付短冊等_一、備_二

叡覽_一。被_レ下之時、取_レ却短冊等_二下_レ之。（申文多可_レ結、不_レ然不_レ結。）仰_レ撰_レ。奉_レ仰、到_二昼御座_一、於_二御座南面_一、奉_レ仰之職事。自余上臈職事及六位一兩、相共撰_レ之。（多用_二文章生_一）。畢盛_二於御硯管蓋_一、付_二短冊_一、緩結_二其上_一、袖書者、下方横置。次書_二目錄_一。奏_二覽之_一。

短冊書様、（中略A）。次御装束、（中略B）。議前（所カ）装束、（後略C）。

史料A・B傍線部の比較により、『後三条院年中行事』「除目」は、『除秘鈔』を抜き書きして作成された可能性が高いのではないかと推察する。前述の通り、遠藤氏は『後三条院年中行事』が御記からの部類ではなく、「完成した次第の体裁をとる儀式書を撰述している可能性」を指摘されている。そうであるならば、その前段階に『除秘鈔』（Ⅱ『院御書』除目部分）が編まれ、『後三条院年中行事』「除目」はこれからの抜粋と考えられるのではないだろうか。本稿の趣旨とされるため詳述しないが、同書「叙位」と尊経閣文庫所蔵「無題号記録」「叙位」（Ⅱ『院御書』叙位部分）の表記を比較検討すると同様の傾向が確認できるため、『院御書』作成のうちに『後三条院年中行事』を編纂したとみてよいだろう。

つまり、後三条天皇は少なくとも叙位・除目・大嘗会など、特に重要とみなした儀式については、詳細な次第書をまず作成し、その上で全体的な年中行事書を編んだ可能性が高いのではないかと思う。

冒頭で示した通り、田島氏によると『除秘鈔』本文の主たる部分は延久二・三年頃に認められたとみられ、『後三条院年中行事』は延久四年十二月から延久五年二月頃に作成された可能性が高いという遠藤氏の指摘とも齟齬はない。

さて、除目部分の検討に戻ると以下の特徴にも留意したい。

前掲箇所には、『除秘鈔』が多く引用する『北山抄』¹⁵⁾にも、また同時代

の儀式書『江家次第』¹⁶にも詳細な記述がみられない内容が含まれている。具体的に示すと、「前一両日」に職事をもって、大臣に除目の日取りと伺候すべきことを告知し、さらに、大臣が「奉勅」して外記と弁にその由を伝えたと内容、および当日早旦に除目で扱う多くの「申文」を奏させる箇所である。当然、膨大な分量を誇る『除秘鈔』に対し、年間の行事全般をコンパクトに収録する必要がある『後三条院年中行事』の「除目」記載事項は、大幅に略されているが、そこには、儀式の進行上不可欠な最低限の情報と主に天皇の発声に関わる記述のみが残されている。つまり、『後三条院年中行事』「叙位」項目を検討した結果、同書の特徴として「天皇の発声」を主に記しているという遠藤氏の指摘は、「除目」でも確認されるといえよう。ただし、『後三条院年中行事』記載事項はその特性ゆえ、後三条が自ら儀式書を編んだ意図や天皇自撰儀式書の特質および天皇作法の実態を説明するのには、情報量が不足していると言わざるを得ない。次節以降では『除秘鈔』冒頭部分の分析を通じて、『除秘鈔』ひいては天皇自撰儀式書や天皇作法の性格を検討したい。

二、『除秘鈔』の特色

『除秘鈔』の記載事項や全体構成から、田島氏は「後三条天皇が国家の官僚機構・官司全体を十分に理解するとともに、複雑な除目の儀式次第を熟知していたことが想定される」と指摘している¹⁷。

本稿では、『北山抄』や『江家次第』との比較から、『除秘鈔』冒頭部分(前掲史料B)の記述に着目して本書の特徴を具体的に検討してみたい。『北山抄』の「除目事」の冒頭は、次のように始まる。

大臣着^レ左仗座。議所装束弁備了。(問^レ大弁)。大臣以下起座。出^レ自^レ日華門、着^レ議所。(第一人入^レ自^レ南面)。右大臣以下入^レ自^レ

『除秘鈔』にみる後三条天皇と除目小考

南面。大納言為^レ上卿之日、猶可^レ入^レ自^レ東面敷。少納言・弁相遞献盃。(往年、一人献^レ之。近年兩行)。藏人来召。(旧例、立召。近代、居召)。大臣召^レ外記、仰^レ可^レ取^レ宮文之由。外記退還。相率參入。取^レ宮文等^レ立^レ南庭。大臣以下經^レ階下、到^レ射場。大臣立^レ軒廊西二間。納言立^レ射殿東砌。參議立^レ南砌。(東上)。外記相從立^レ東庭了。大臣參上、着^レ御前座之後、第一納言入^レ自^レ東間、立^レ軒廊戸間。外記進跪^レ納言前。納言措^レ笏取^レ筥、入^レ自^レ右青環門、進^レ自^レ御簾下、置^レ大臣円座西辺。左廻退^レ自^レ本道着座。(以下、略)。

また、『江家次第』の冒頭は以下の通りである。

大臣參上着座。

納言以下執^レ宮文。

隨^レ公卿參入數^レ執^レ之。或時納言・參議等不足多時、弁官執^レ之。若又殿上侍臣執^レ之間、有^レ例。(故宇治殿御説也。見^レ小一条記。伊尹・頼忠等例也)。(中略)傍書および「第一硯筥」以下、筥の内容物に関する解説が続く)

執^レ宮文之人、到^レ於御前間南辺。膝行三度置^レ筥、(故經任卿未^レ膝行前、兩三步頗屈行。宇治殿不請云々)。膝行還拔^レ笏左廻云々。(故頭基卿拔^レ笏後一揖云々。(中略)。經^レ寶子敷^レ着座。公卿等着座畢。(參議雖^レ一人^レ着座者、有^レ召、不^レ必待^レ參議等着畢)。

このように、『北山抄』は除目当日、執筆上卿が陣座に着座した後、公卿全員が議所に参集する場面から書き始め、『江家次第』は大臣以下の公卿が清涼殿東孫廂に参入着座するところから起筆する。つまり、公任や大江匡房が作成した儀式書は、除目に参加する大臣以下、公卿の立場で儀式の次第を書き始めている。

一方、『除秘鈔』は除目前一両日における天皇による関係者への召仰

(告知)と招集命令から起筆し、事前準備にあたる「奏申文」を詳細に記す。なかでも特徴的なのが、蔵人が簾中にある天皇の御硯篋の蓋に入れることになる申文を選定、分類する作業に関する記述(中略A)である。紙幅の都合で引用しないが、(中略A)の部分には、①蔵人が申文に付す「短冊」の書様と、②一緒に束ねる申文こと「束」、③申文に付す「短尺(冊)」や「袖書」、④申文を入れる「篋」の並べ方などが、詳述される。

玉井力氏の研究によると、除目における申文や労帳は、その取り扱いによって蔵人方と外記方に区分されてきたが、九世紀末から十世紀初頭頃より、ほとんどの有効な申文が蔵人方に提出されるようになった。この時代に成立した除目のあり方が、平安後期・鎌倉時代にも基本的には引き継がれたという^⑩。したがって、蔵人の申文に関する事項を詳細に記したのは、申文について後三条自身が相当の知識をもつて(もしくはもととして)おり、当該期除目の任官決定において実質的に有効な資料を自ら完全に把握する目的があったためだと了解する。

これに続いて記されるのが「御装束」と「議所装束」である。前者(中略B)には清涼殿東廂に位置する天皇御座たる簾中の御硯篋・闕官帳篋の位置から、執筆大臣以下公卿の座の配置、昏時の燈台設置にいたる舖設が、後者(後略C)には公卿以下、除目に関係する諸司が参集する議所の舖設、外記方の硯篋・篋文の位置、さらに弁・少納言による大臣以下への勸益の様子、その後公卿らが清涼殿に向かう経路などが記されている。

以上のように、天皇自身が直接かわる事項をより詳細に記していることは勿論だが、天皇自身が赴くことのない議所の装束や公卿以下の動向までもが詳細に記されている点にも留意したい。

つまり、『除秘鈔』冒頭の内容から窺える特徴をまとめると、除目が天

皇の召仰によって開始する様を著し、任官のために実質的に有効な資料(申文)に関する準備内容、そして除目の儀式空間全体のあり様と全参加者の動向の把握を指摘していると理解されるのである。これこそが天皇自撰儀式書の特徴であり、後三条天皇が目指すところを顕現していると考えられる。

したがって、従来天皇と儀式の関係を考える上でいわゆる「天皇作法(主上作法)」の意義に議論が集中する傾向が強いように思うが、少なくとも『除秘鈔』Ⅱ『院御書』を見る限り、天皇が直接関与する自身の行為(発声や所作)に主眼を置きつつも、人事において実質的に重要な資料、儀礼の場、参加者の動向を包括的に把握しようとする意図が強く窺え、天皇作法を後三条天皇自身がどれほど重視していたのかは慎重に考えたいと思う。

しかしながら、天皇の所作にも注意が払われていることは紛れのない事実である。『除秘鈔』と『北山抄』や『江家次第』との比較を行いつつ、天皇自撰の除目次第書ならではの特徴があるのかさらに検討しよう。

三、『除秘鈔』にみる「天皇作法」

近年の研究では、「天皇作法」が中世天皇制、天皇・摂関・院をめぐる関係性、さらには国家権力のあり方にも関連する政治性を帯びた重要な論点とされる傾向がみられるため、先行学説を簡単にまとめておきたい。

後三条や白河天皇と儀式との関係について、最初に言及した橋本義彦氏は、彼らが日記や公事書を述作したことについて、「宮廷の儀式・行事の主導権を撰関の手から取り戻そうとする天皇の姿勢を浮き彫りにしており、それはまた宮廷社会における主導権の確立の最も有効な手段でもあった^⑪」と評価した。これをうけて井原今朝男氏は、「主上御作法」とは

「天皇・院・摂関の三者が知るべき秘事とされる」ものだと規定し、「天皇作法が、天皇・摂関・院の三者により独占され、他の支配層には『秘事』とされ、職務上から職事弁官らがこれに関与できるといふ体制は、支配者層内部における三者の神秘性や権威を高めることになる」として、「天皇作法」の政治性や中世天皇制の特質を考察するうえで重要な指標という位置づけを与えた。この井原氏の認識が、松菌齊氏、樋口健太郎氏²²、そして冒頭の阿部氏にも継承されているといえよう。

これに対して、遠藤氏は二つの点から批判する。まず、一点目として天皇作法をめぐる天皇家と摂関家との関係について。「橋本説では、天皇家王権と摂関家は対立関係にあるが、井原説では、両者を調和的關係として処理」し、「井原説以後の研究は、(中略) 天皇家王権と摂関家との協調関係という点では、井原説を支持している」と指摘する。そして「この点は重大な争点と考えられる」とした上で、氏は後三条朝においては両者の対立・確執が基調であり、白河朝においては輔仁問題など政治的課題ゆえに確執と協調が絡み合う状況にあったことを論じている。二点目は、天皇作法に対する認識である。そもそも、井原氏以来の論者が、「天皇作法とは『国政の運営基準』『国家機密』である、という仮説を起点として、天皇作法を議論することは適切ではない。こうした議論は、客観性の乏しい神秘主義的な傾向が強いように思われる」と論じている。²³

さらに、『後三条院年中行事』を検討した氏は、「先行学説の言う、貴族社会あるいは寺社社会における様々な年中行事を『統合』すべく、天皇自ら年中行事書を編んだとする理解は成立の余地がない」とし、「儀式における天皇作法全般は、すでに一〇世紀半ば以前にはかなりの部分、完成して」おり、「後三条・白河院のもとで、それらの天皇作法の集大成があり、この点に『中世天皇』制の成立を見出される、とするいくつかの先行学説は再検討の余地が多分にある」という。そして、「後三条に

とつての問題は、天皇の作法・振る舞いを誰が統御するかという点」にこそあり、「後三条は、頼通に統御された王権の振る舞い」身体性を、王権自体に取り戻そうとした」のであり、『後三条院年中行事』は「そのための実践的なテキストであった」と評価する。²⁴

天皇作法に関する認識は中世天皇制および政治史を考察する上で、重要な論点だと筆者も認識している。本稿では、『除秘鈔』という天皇自撰の儀式書の分析に基づき、史料から「天皇作法」なるものを抽出し、『除秘鈔』(あるいは『院御書』)の叙述内容から天皇自らが編纂する意図を再考することを目指している。結論を先に述べれば、筆者は橋本氏や遠藤氏の見解を支持する。つまり、後三条が天皇作法を「秘事」や「国家機密」として扱った徴証はみられず、年中行事を「統合」すべく天皇自らが年中行事書を編んだのではなく、彼にとつて具体的な政治課題を解決するため―すなわち頼通らに主導されてきた除目を、天皇が主体的に運営し、人事権を掌握するため―に儀式次第と除目の慣例を理解すべく次第書を編んだと考える。

それでは、「天皇作法」を「儀式の場における発声・所作や振る舞い、つまり身体表現のありように関わること」と定義した上で、『除秘鈔』に現れる天皇作法を取り上げてみよう。

まず、春(県召)除目三日間(初夜・中夜・竟夜)において、天皇の発声に関する記述は、次のとおりである。

- ① 当日早旦・申文・仰撰(礼)。
- ② 初夜・座定後・主上召大臣。(其詞云、古奈太仁)。
- ③ 初夜・奏闕官帳・主上被仰云、早(久)。
- ④ 初夜・大臣先取大間・主上被仰云、早(久)。
- ⑤ 中夜・開始・主上召大臣如昨日。(其詞云、古奈太仁)。
- ⑥ 中夜・大臣置笏於傍、繆大間・主上被仰云、(早)。

⑦中夜・参議、取昨日所被下勤之文・主上被仰云、(「早」)。

このように天皇の発声が丁寧に記されているが、実は②⑦は『江家次第』(前述の通り『江家次第』には「申文」の記述自体がないため①の記載はない)にも記されているため、天皇自撰書のみの特徴とはいえない。ここで注目したのは、『江家次第』にはこの他にも「初夜儀畢。主上被仰云、今夜者加波加利、(「近例不_レ被_レ仰_レ此詞_レ」)と記載がある点である。つまり、第一日終了時に「かばかり」と天皇の発声があったが、「近例」では仰せられなくなったという。一方、『除秘鈔』にはこれについて何も記されていない。周知のこととして記さなかったとすれば、この発声をやめたのが後三条自身である可能性が考えられる。

『除秘鈔』にみえる「近代」・「近例」等の表記は四十箇所ほど確認でき、網羅的な調査が必要であるが、概ね『北山抄』等、典拠とした書物に記されているものをそのまま引用している例が多い。ただし、冒頭の「議所装束」末尾にみえる「着_レ議所_レ之時、永承三年(「尔ハ」)南座人皆入_レ自_レ南門_レ云々。但近代例云々。而非_レ正説_レ歟。」^⑦では、後冷泉朝の永承三年(一〇四八)の除目(具体的には正月二十六日実施の春除目のことと考えられる)で議所に着する際に「南座人」が「南門」より入ったのは「近代例」とし、これは「非正説歟」との評価を記すなど、後三条天皇自らの判断と想定される記述もある。^⑧

次に、天皇の所作に関する具体的な記載を取り上げる。

①(初夜・第四紙第二五行)第五紙第四行)

奏_レ闕官帳_レ。(中略)又各披見。挿_レ笏。(闕白候_レ座之時、推_レ左_レ。取_レ笏。取_レ廻笏文下_レ、為_レ御所_レ之方_レ也。於_レ御簾下_レ、取_レ廻也)。

■**膝行褰_レ御簾**。(以_レ左手_レ褰_レ之_レ。進_レ之。拔_レ笏復座。磬折候。御覽訖返給。(以_レ闕官帳笏_レ推_レ動御簾_レ給也)。挿_レ笏。(忿挿_レ云々)。

膝行給_レ之。復_レ座。硯笏如_レ元引_レ寄座前_レ。(中略)正_レ笏候焉。

②(中夜・第七紙第一五〜一九行)

次日。召_レ公卿并宮文_レ作法、如_レ昨日_レ。大臣以下着座。次主上召_レ大臣_レ如_レ昨日_レ。

大臣着座之後、下_レ給大間宮_レ(加_レ成文)并申文。(以_レ大間宮_レ、押_レ動御簾_レ給_レ云々)。

大臣推_レ下硯笏_レ、膝行搢_レ笏給_レ之。(以_レ左手_レ褰_レ御簾_レ給_レ之。復_レ座。次置_レ硯笏於本所_レ、正_レ笏候。

①では、執筆大臣が左手で御簾を褰げ「闕官帳笏」を天皇に献じ、御覧が終わって大臣に返給する際に、②では「大間宮并申文」を天皇が見終わったことを、それぞれ天皇が「闕官帳笏」、「大間宮」で御簾を推しかすという作法で知らせると記している。これに関して、『北山抄』には「入_レ闕官帳_レ、(在_レ硯笏_レ)。搢_レ笏引_レ硯笏於右_レ、推_レ去次々宮於左_レ、取_レ闕官帳_レ膝行。入_レ御簾中_レ、少却把_レ笏候。(不正坐本座)。返給復座。」^⑨とあるのみで天皇の所作は全く記されず、『江家次第』では、前者についてのみ「以_レ令_レ推_レ張御簾_レ為_レ験_レ」^⑩とある。また、ほぼ同時代の古記録の除目記事では、「取_レ笏文_レ參上。右大臣_レ内大臣依_レ召着_レ円座。(右大臣先參上。如_レ恒儀_レ)。御簾動間、内大臣乍_レ在_レ円座_レ搢_レ笏、膝行寄_レ簾前_レ、以_レ左手_レ褰_レ御簾_レ、以_レ右手_レ給_レ笏退_レ」^⑪のような記載が確認できる。つまり公卿の日記や彼らが編んだ儀式書では、当然ながら公卿側の感覚で「御簾」が「動く」のように記されるため、天皇の具体的な所作までは記述されない傾向が確認できた。

後三条が儀式書を作成した背景を説明する際に、しばしば引用される『中右記』嘉保二年(一〇九五)年十月十二日条の記事を掲げよう。

則帰參_レ院。又召_レ御前_レ。從_レ内令_レ申御事_レ一々奏達。又被_レ仰云、(中略)。又主上御作法子細_レ被_レ書事、尤可_レ然也。但故院(後三条院

也)教命云、西宮記・四条大納言(藤原公任)の記等、加之諸家日記

之中二、主上御作法全不見也。新儀式と云日記之中二頗相見者。然者且又可御覽新儀式也。此旨可奏者。

天皇作法は『西宮記』・『北山抄』や貴族の日記にはみえないため、村上天皇撰『新儀式』や後朱雀天皇御記を見よとの白河院への後三条の教命に注目すると、『新儀式』現存部分には除目がないため未詳であるが、これらの作法は父後朱雀天皇御記から後三条が学んだ内容だった可能性もある。

除目儀では申文や笄文を御覧じて返給したり、許可を与えろといった行為を天皇がたびたび行うが、具体的な天皇の発声や所作が記されている箇所は以上である。したがって、『除秘鈔』から窺える天皇作法とは、秘匿すべき類のものとはいえない。

よって、大嘗会のような「秘儀」とは異なり、少なくとも後三条朝の除目における天皇作法は、とりたてて天皇・摂関らにより「独占され、他の支配層には『秘事』とされ³³」るものだと考えられない。つまり、遠藤氏が指摘される通り、天皇作法とは「国政の運営基準」「国家機密」であるとする前提はいったん見直すべきではないかと思う。

『除秘鈔』において天皇自身の発声と具体的な所作に関する記述は重視されてはいるものの、天皇作法を記すことのみが『除秘鈔』（つまり『院御書』）作成の目的だとは到底考え難い。むしろ後三条は現実的な課題を達成するためにこの儀式書を編纂したのではないだろうか。その課題とは、大殿頼通や関白教通らとは対立的な立場にある後三条自身の側近の人事を、自身の意思で実行するために、能動的に叙位・除目に取り組むことであつたと考えられる。最後に、『除秘鈔』末尾記載の「尻付」から全貌が明らかになった、延久二年（一〇七〇）除目の分析を通じてその点を検証し、併せて後三条朝の除目について若干の考察を加えたい。

『除秘鈔』にみる後三条天皇と除目小考

四、後三条朝の除目―延久二年の除目より―

記録の残存状況の少なさから、後三条朝は叙位や除目に関しても断片的な情報しか得られない。しかし、『除秘鈔』の発見により、これに採録される「延久二年正月廿九日尻付」と「延久二年十二月廿八日尻付」³⁴、さらに『公卿補任』『大間成文抄』『魚魯愚鈔』等の情報を補うことにより、延久二年の春秋除目の全容を復元することが可能である。全体的な検討は今後の課題としたいが、数例を取り上げたいと思う。

この除目で後三条の東宮時代の帯刀二人、正六位上橘朝臣奉元（前坊（尊仁親王）帯刀）が監物に、正六位上藤原朝臣棟綱（前坊帯刀長）が左衛門権少尉に任官している。棟綱の父惟経が、後三条の母陽明門院禎子内親王立后の際に権大進に任命されて以降、その子盛綱・季綱・知綱らはみな陽明門院や後三条の家政機関職員を務め、棟綱は即位後の六位藏人にもなっている³⁵。後掲の通り、「前坊帯刀長」の衛門尉への任官は常例であるので、延久二年の後三条関係者の任官は慣例通り実施されたとみてよいだろう。ただ、後三条は先例に則った人事を行っていただけではない。

田島氏の解説によると、『除秘鈔』【2】「勘物」の任官実例が列挙されている部分で唯一頭書が見える箇所がある。左右衛門尉に関する「尉兵衛尉、有二年勞者、諸司三分成功者、藏人并文章得業生・文章生・前坊帯刀長并小鳥・道志任之。至藏人并文章生者、同日蒙³⁶宣旨。」³⁷に付された頭書で、「府督請任。源親元、依³⁸兵衛府奏一任之初事也。」とある。つまり、衛門尉への任官は通常、衛門督の「請」（衛門督による請奏）で行われるべきところ、親元が、「府督請」つまり兵衛督の「請」で衛門尉に任官したのが異例のことであり、初例だったため頭注として記されたと考えられている。この人物は後年、『発心集』・『元亨釈書』など

の仏教説話にも取り上げられており、『後拾遺往生伝』には「前安房守源親元者、生瓜牙之家、慣狼抗之性」。其年卅三。後三条天皇、在藩之初、補帶刀。膺錄之日、任武衛(兵衛)。即遷金吾(左右衛門)之長吏、重蒙廷尉(衛門尉)之宣旨(檢非違使宣旨)。凡厥壯齡以後、警衛之間、永悔前罪、欣西土。(中略)。長治二年(一一〇五)十一月七日。雲色東聳、日光西傾之時、北首西面、右脇而滅。生年六十八矣。」とみえる。後三条にとつて身近な人物である親元の人事がわざわざ記されていることから、「この頭書を後三条天皇自らが書き込んだ可能性を窺わせ」と田島氏は評価している。

『後拾遺往生伝』の記述から、親元が武衛に任ぜられたのは後三条が即位した治暦四年(一〇六八)四月十九日、それから間もなく前述の「府督請」により衛門府に移り、同時に檢非違使宣旨を得たことがわかる。

この時期の左右兵衛督を調べると、源顯房と藤原資仲であり、治暦五年五月に檢非違使別当が源俊房から資仲に代わって以降、延久五年(一〇七三)二月まで彼が別当を務めていることから、「請」を行ったのは資仲だった可能性が高い。彼は小野宮流の出身で、春宮権亮、即位後は藏人頭も務めた後三条天皇の側近公卿として知られる。よつてこの人事は、彼による抜擢、ひいては後三条の意を受けた人事であつたと推察する。

さて、延久二年の除目に関しては、『愚管抄』に次のような興味深い記述がある。

アル日記ニハ、延久二年正月、除目終頭、関白攀縁、起座敷一出一殿上。此間事止数剋。依頼召一帰参云々。ナニ事ユヘトハナケレドモ季綱ユゲイノスケニナリケル事ニヤ。世間ノサタカヤウニウチキキテ、宇治殿八年八十二成テ宇治ニコモリイテ、御子ノ京極ノ大殿下ノ左大臣トテヲハシケルヲ、内裏ヘ日参セヨ。サタシタルコトナ

クトモ、日ヲカ、ズマイリテホウコウヲツムベキゾトヲシヘ申サレケレバ、ソノマ、ニマイリテ殿上ニ候テ(後略)

延久二年の除目終盤、「関白(頼通)」(延久二年当時は前太政大臣)が「攀縁(へんえん)」に立腹して席を立ち、しばらく除目が中断したとある。詳細は未詳だが、「季綱ユゲイノスケニナリケル事」、つまり藤原季綱が衛門佐に任じられたことに原因があつたようである。季綱が右衛門佐に任官したのは、『魚魯愚抄』巻第七によると、「延久元年正月」と確認されるので、「関白攀縁」が実際には延久元・二年いずれのことか確定はしがたい。

ただ、「攀縁」という表現に注目すると、『古事談』巻一第三十六話に「三条院の御時、入道殿(道長)参り給ふに、申し請はるる事等許さず。攀縁して退出せしめ給ふに、敦儀親王を以て之れを喚ぶ」とあり、三条天皇が道長の請願を却下したことに對して、道長が攀縁したという出来事が過去にあつたようだ。したがつて延久二年の除目においても、頼通の何らかの申請を後三条が許可しなかつたことに立腹したとの想定も成立し得よう。そこで除目結果をみると気になる点がある。それは、頼通の「当年給」による補任がみられないこと、そしてこの年の除目では彼の年官関連による補任が僅か一件だったことである。頼通は春除目において、「停関白(藤原頼通)永承元年給」、つまり永承元年(一〇四六)の関白給(年官)で補任した人物の替えにより、正六位上藤原朝臣公通を大宰大監に補任しただけだった。

ここで例年と比較してみよう。近年、田島氏によつて紹介された陽明文庫所蔵「藤原師実執筆除目尻付関係史料」のうち、「康平四年春除目大間尻付抄」と「内官尻付(京官除目尻付例)」から、康平四年(一〇六一)の除目における「尻付」の全例が復元可能であるため、尻付から頼通関係の任官を調査すると、同年春除目では、「関白(藤原頼通)臨時被申

で内舎人、「関白当年給」で「(美作少目敷)」、秋除目では「関白臨時被_レ申」で内舎人の任官が確認できた。つまり後冷泉朝の康平四年に、頼通は臨時の申請や当年給で合計三名を任官しており、これと比較しても、少ないことがわかる。

想像を逞しくすると、延久二年に頼通の臨時の申請や当年給等による任官申請を天皇が認めないことがあり、彼が立腹したとも考えられる。そうだとすると、「延久二年」除目「尻付」を『除秘鈔』末尾に書き込んだ天皇の意図は、自身が主導することができた記念すべき除目だったからということになるだろうか。

冒頭に掲げた『中外抄』下―四十にみえる通り、後年、藤原忠実の後三条院の御記について「除目・叙位の事は、少々僻事あり」という認識を示している。単なる作法の相違というのではなく、撰関家主導の叙位・除目の儀式運営および撰関期以来の叙位・任官の慣例と異なるところが顕著になったことへの批判ではないかと思われる。今後さらに叙任何れなどの変化を検討し、忠実の批判の真意を考えたい。

おわりに

以上本稿では、三條西家本『除秘鈔』の記載事項や内容を検討することから、後三条の天皇作法の具体例を明らかにするとともに、天皇自撰儀式書の特徴や後三条が本書を作成した意図を考察してきた。その結果、先学が指摘する「天皇作法」の意義や後三条天皇の儀式面における特徴について若干補足・再考できたと思う。検討結果をまとめておきたい。

- ①『後三条院年中行事』の「除目」「叙位」と、尊経閣文庫所蔵『無題号記録』の「叙位」および『除秘鈔』すなわち『院御書』との記載事項の検討結果、後三条は『院御書』を作成したのち、それを抜粋する

『除秘鈔』にみる後三条天皇と除目小考

形で『後三条院年中行事』を編纂したと想定される。

- ②主に『北山抄』や『江家次第』の記載事項と『除秘鈔』とを比較すると、『除秘鈔』は、除目が天皇の召仰によって開始する様を著し、任官のために実質的に有効な資料(申文)に関する準備内容、そして除目の儀式空間全体のあり様と全参加者の動向を詳細に表すという特徴が見えることを指摘した。これこそが天皇自撰儀式書の特徴であり、後三条天皇が目指すところを顕現していると考ええる。つまり、『除秘鈔』
- Ⅱ『院御書』を見る限り、天皇が直接関与する自身の行為(発声や所作)に主眼を置きつつも、人事において実質的に重要な資料、儀礼の場全体、全参加者の動向を包括的に把握しようとする意図が強く窺える内容であり、除目を積極的に主導しようとする後三条天皇の意思が示された次第書といえよう。

- ③また、『除秘鈔』に見える天皇作法を具体的に抽出して分析した結果、大嘗会のような「秘儀」とは異なり、少なくとも後三条朝の除目における天皇作法は、とりたてて天皇・撰関らにより「独占され、他の支配層には『秘事』とされ」るものとはいえず、十二世紀末段階において、「天皇作法」に過度な政治性を見出したり、神秘性を付与することには慎重であるべきと思う。

- ④『除秘鈔』において天皇自身の発声と具体的な所作が詳述されたり、後三条自身の判断と思われる「近代例」を示すなど、儀式・行事における彼の主導性や新儀の構築・画期性がみられることは事実だが、除目儀全体の包括的な把握と「勘物」から窺える任官の慣例、そして実質的に有効な任官資料への関心の強さを鑑みると、彼が除目次第書を作成した背景には、人事という現実的な政治課題への対処という意味があったと思われる。つまり、大殿頼通や関白教通らとは対立的な立場にある後三条自身の側近の人事を、自身の意思で実行するために、

儀式次第に精通し、慣例への深い理解に根差した上で、能動的に叙位・除目に取り組むことが彼の課題であったと思う。

⑤『除秘鈔』の頭書、延久二年尻付から判明する同年の除目例、さらに『愚管抄』の記載事項から、後三条は慣例に基づく穏便な人事を行う一方で、自分の側近を新たな方法で任官させたり、頼通を「攀縁」させるような人事を断行していた側面も浮かび上がった。撰関家主導の叙位・除目の儀式運営および撰関期以来の叙位・任官の慣例とは異なる人事を、後三条は主導的に実践した可能性が高いと考えた。

最後に今後の課題を示して擱筆したい。『中右記』記載事項から、白河上皇が「後三条院御記」などを継承し、「主上作法」のことは「新儀式」と「御記」を参照すべきと堀河天皇に伝えたことや、「我身秘書」である「後三条院御記」実物の堀河への譲渡が遅れたことを、後朱雀が後三条に自身の御記を早くには渡さなかつた故事にちなんで「吉例」と称していた事実^⑥が紹介され、白河上皇が後三条御記や作法を重視したり、独占しようとしていたことが先学により指摘されている。

しかし、『除秘鈔』の記述内容と『魚魯愚鈔』などに記されている白河の作法や認識には齟齬^⑦が確認できる場合もあり、実際のところ白河が後三条の作法・故実をどこまで忠実に相承していたのかは、さらなる検討が必要だと思われる。そもそも後三条が企図した皇位継承からすると、自身の御記や作法などの正統な継承者は輔仁と考えていたはずである。後年、白河は自らの正統性を主張するために後三条御記や作法の継承者であることをあえて誇示したり、当該期の政治状況の中で、御記や天皇作法の「秘書」「秘儀」性をことさらに強調した可能性も考えられる。

また、後三条は天皇が叙位・除目を主導的に実施し、人事権を発動するために儀式書を自ら作成したと考えるが、譲位後の白河は「任人折紙」

等という全く異なる方法で人事権を掌握した^⑧。ここでは詳述しないが、これは九・十世紀に成立した平安時代の叙位・除目のあり方を根本から覆すことにつながり、人事という政務面からみると叙位・除目を骨抜きにする意味をも有していた。中世天皇と儀式・作法の研究において、後三条と白河はセットで論じられることが多いが、慎重に検討する必要があるだろう。

『院御書』の全体像が明らかにされたことで、叙位・除目の実態や天皇作法をはじめ諸家の作法・故実への影響など、さまざまな研究の進展が期待できる。残された課題は多いが、少しずつ検討していきたい。

注

① 和田英松「院政に就いて」(『国史学』六一、一九五五年)。吉村茂樹「院政」(『日本歴史新書』至文堂、一九五八年)。竹内理三「院政の成立」(『岩波講座日本歴史』四(古代四)、一九七六年)。橋本義彦「貴族政権の政治構造」(平凡社、一九八六年。初出は一九七六年)。石井進「院政時代」(『講座日本史』二 封建社会の成立) 東京大学出版会、一九七〇年。坂本賞三「藤原頼通の時代―撰関政治から院政へ」(平凡社、一九九一年)。河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)。美川圭「後三条天皇―中世の基礎を築いた君主」(山川出版社、二〇一六年)など。

② 田島公 a 「無題号記録」解説(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成四九 無題号記録 春玉秘抄』八木書店、二〇一一年)。同 b 「公卿学」系譜の研究(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第三輯、思文閣出版、二〇〇九年)。遠藤基郎「後三条・白河院の年中行事書」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第五輯、思文閣出版、二〇一五年)。

③ 阿部友博「儀式からみた後三条朝の特質」(『日本歴史』八六九号、二〇二〇年)。

④ 天皇作法については後述する。

⑤ 前掲注③阿部氏論文一二―一三ページ。

- ⑥ 田島公「第一章 除秘鈔(解説)」(明治大学除目書刊行委員会編『明治大学図書館所蔵 三条西家本 除目書』八木書店、二〇二二年)。
- ⑦ 前掲注⑥田島氏解説。
- ⑧ 前掲注⑥田島氏解説。
- ⑨ 前掲注②遠藤氏論文一八四ページ。
- ⑩ 和田英松『皇室御撰之研究』(明治書院、一九四三年)。
- ⑪ 前掲注②田島氏論文a。
- ⑫ 前掲注⑥田島氏解説二二〇ページ。
- ⑬ 以降についても、『後三条院年中行事』は『除秘鈔』の天皇の発声と除目次第を解説する上で必要最低限の情報の表記をそのまま引用したような記述が多い。
- ⑭ 以下、『除秘鈔』の引用箇所は、前掲注⑥所引書「第二部 翻刻 第一章 除秘鈔」で使用される原本の第何紙、何行かの記載に従って記す。
- ⑮ 『北山抄』「第三 拾遺雜抄上 除目事」(『神道大系 北山抄』)。以下、引用ページは神道大系本「第三 拾遺雜抄上 除目事」を示す。前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影集成七〇九 北山抄一〇三』(八木書店、一九九五年)。
- ⑯ 『江家次第』第四「除目」(『神道大系 江家次第』、『新訂増補故実叢書 江家次第』)。以下、引用ページは故実叢書本を示す。
- ⑰ 前掲注⑥田島氏解説二六二ページ。
- ⑱ 本来、別勅による任官の系譜をひくものが蔵人方、令制の考課方式の系譜をひくものが外記方という区分があった。
- ⑲ 玉井力「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年。初出は一九八四年)。
- ⑳ 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社、一九八六年)七三ページ。
- ㉑ 井原今朝男「中世の天皇・摂関・院」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年。初出は一九九一年)一五二〜四ページ。
- ㉒ 松蘭齊a「日記の家」第六章 天皇(吉川弘文館、一九九七年)、同b「王朝日記の展開」(『王朝日記論』法政大学出版部、二〇〇六年)。樋口健太郎「白河院政期の王家と摂関家」(『歴史評論』七三六、二〇一一年)。
- ㉓ 遠藤基郎「天皇作法をめぐる確執と協調」(遠藤基郎編『生活と文化の歴史学2』年中行事・神事・仏事)竹林舎、二〇一三年)五一〇・五一五ページ。
- ㉔ 前掲注②遠藤氏論文一八四〜五ページ。
- ㉕ 前掲注②遠藤氏論文一六八ページ。および『小学館日本国語大辞典』「作法」項参照。
- ㉖ 『江家次第』一〇二ページ。
- ㉗ 『除秘鈔』第三紙第二一〜二行。
- ㉘ 『春記』永承三年正月二十六日条から、当日除目が実施されたことが判明する。ただ、春記の記事が欠損しているため、議所からの経路については分からない。
- ㉙ このほかの事例からも、後三条天皇が後冷泉の先例に否定的な態度をとっていたこと、そしてその日記を全く考慮していなかったことが遠藤氏によって指摘されている(前掲注③遠藤氏論文五二五ページ参照)。
- ③〇 『北山抄』一七七ページ。
- ③① 『江家次第』九七ページ。
- ③② 『中右記』康和五年(一一〇三)二月二十九日条「除目中夜」。
- ③③ 前掲注②井原氏著書一五四ページ。
- ③④ 『除秘鈔』第三五紙第二行〜第四一紙第二三行。
- ③⑤ 『平行親記』長暦元年二月十三日条、『栄花物語』卷第三十四。
- ③⑥ 『尊卑分脈』二・一五三・四。『蔵人補任』後三条天皇 延久四年項。
- ③⑦ 『除秘鈔』第三〇紙第一八〜九行。
- ③⑧ 『後拾遺往生伝』卷上一二一。
- ③⑨ 前掲注⑥田島氏解説二二三ページ。
- ④〇 『公卿補任』によると、源顕房(右兵衛督)治暦四年十二月二十九日(治暦五年(延久元年)正月二十六日。左兵衛督)延久元年正月二十六日(同四年七月二十四日)、藤原資仲(右兵衛督)延久元年正月二十六日(同四年七月二十四日、左兵衛督)同四年七月二十四日(承保二年正月二十八日)と確認できる。
- ④① 『公卿補任』治暦四年「藤資仲」項。

- ④2 『愚管抄』 卷四。
- ④3 『除秘鈔』 第三九紙第二二行。なお、関白教通も延久二年除目で当年給による任官はみえず、年間を通じて二件のみである。
- ④4 田島公「陽明文庫所蔵『藤原師実執筆除目尻付関係史料』三点の紹介」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第六輯、思文閣出版、二〇一七年)。
- ④5 『中右記』 嘉保二年(一〇九五)十月十二日条。
- ④6 『中右記』 康和四年(一一〇二)十月二十三日条。
- ④7 例えば、『魚魯愚鈔』第六卷など。

④8 前掲注①9玉井氏著書。拙稿「貴族社会のありかた」(美川圭・佐古愛己・辻浩和『京都の中世史 撰関政治から院政へ』吉川弘文館、二〇二一年)。(付記)

この論文は、科研費JSPS17K03079および21K00880(研究代表者：佐古愛己)の助成を受けた研究成果の一部である。

(佛教大学歴史学部教授)